

滴石史談会会則

第1章 名称

第1条 本会は、滴石史談会と称する。

第2章 事務所

第2条 本会は、事務所を会長が指定する場所に置く。

第3章 目的

第3条 本会は、史学一般、特に郷土史の研究とその発展を図ることを目的とする。

第4章 組織

第4条 本会は、本会の目的に賛同する会員をもって組織する。

第5章 事業

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 郷土史教室（町内史跡めぐり1回・県内外研修2回）
- (2) 研究発表会1回
- (3) 史跡、名所、考古学、民俗学、伝説、民話、方言等資料の調査保存に関する事項
- (4) 北浦史談会との交歓会
- (5) 会報の発行
- (6) その他必要事項

第6章 役員

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

第7条 前条の役員は、総会において選任する。

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の業務の執行にあたる。
- 4 監事は、本会の財務及び業務を監査する。
- 5 事務局長は、本会の事務を統括してその業務を執行する。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の重要事項について会長の諮問に応じる。

第7章 事務局

第11条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局員は会長が委嘱する。
- 3 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 会議

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを召集することができる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。
- 5 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 6 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第13条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改正に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 予算及び決算の承認に関すること。
- (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (5) その他必要と認められたこと。

第14条 役員会は、次の事項を審議し実施する。

- (1) 総会において決定された事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事案の審議に関すること。
- (3) その他必要と認められた事項に関すること。

第9章 会計

第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の会費は、一人年額3,000円とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、昭和41年11月4日から施行する。
- 2 昭和57年4月1日、一部改正
- 3 昭和59年5月4日、一部改正
- 4 平成8年4月26日、一部改正
- 5 平成12年5月12日、一部改正
- 6 平成14年1月11日、一部改正

- 7 平成19年4月25日、一部改正
- 8 平成20年4月24日、一部改正
- 9 平成22年4月27日、一部改正
- 10 平成26年4月26日、一部改正
- 11 令和2年6月27日、一部改正